

婚姻・離婚

届出の種類		届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
婚姻届		期間なし	婚姻する 2人	2人のいずれかの 本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要 ※未成年者の婚姻には父母の同意が必要 ▪ 届出人の印鑑（押印は任意） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ マイナンバーカード（氏の変更がある方のみ）
離婚届	協議	期間なし	夫と妻	本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要 ▪ 届出人の印鑑（押印は任意） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ マイナンバーカード（氏の変更がある方のみ）
	調停 審判 判決 など	裁判の確定または 調停の成立した日 から10日以内	申立人	本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 申立人の印鑑（押印は任意） ▪ 調停調書謄本（調停離婚） ▪ 審判書謄本と確定証明書（審判離婚） ▪ 和解調書謄本（和解離婚） ▪ 判決謄本と確定証明書（判決離婚） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ マイナンバーカード（氏の変更がある方のみ）